



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 1
- 県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 2

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）…………… 3
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課）…………… 4
- 都市計画の変更の案の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 4
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 4
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立名護商工高等学校）…………… 4

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 6
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立宮古病院）…………… 7

告 示

沖縄県告示第378号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字黒島	令和元年12月3日（火曜日）午前10時から午前12時まで	竹富町農村婦人の家
竹富町字小浜	令和元年12月4日（水曜日）午前10時から午前12時まで	小浜公民館
竹富町字波照間	令和元年12月5日（木曜日）午前10時30分から午後1時まで	波照間農村集落センター
与那国町	令和元年12月10日（火曜日）午後1時から午後4時まで	与那国町久部良多目的集会施設
	令和元年12月11日（水曜日）午前9時から午前12時まで	与那国町役場

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字黒島 竹富町字小浜 竹富町字波照間 与那国町	令和元年12月3日（火曜日）から同月11日（水曜日）まで	特定計量器の取り付けである土地又は建物その他工作物の所在の場所

沖縄県告示第379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、喜屋武第3地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和元年10月28日から同年11月25日まで
- 3 縦覧に供する場所 糸満市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第380号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、今帰仁加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和元年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市宇登川地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年9月13日から令和2年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第382号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 北谷町（一部）
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年10月8日から令和2年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和元年10月25日から令和2年2月25日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労政課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 うるまシティプラザ うるま市江洲487番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社コーベラ 沖縄市明道一丁目21番5号 代表取締役 當山清則
- 3 届出年月日 令和元年9月25日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称)うるまシティプラザ
変更後 うるまシティプラザ
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 有限会社ビッグアクセス 兵庫県西宮市学文殿町一丁目6番4号 代表取締役 石橋龍太郎
変更後 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田高志、
株式会社宮脇書店 香川県高松市朝日新町2番19 代表取締役 宮脇範次、株式会社青五 広島県福山市王子町二丁目14番38号 代表取締役 畑山房則
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成21年11月19日
 - (2) 4(2) 平成21年11月19日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和元年10月25日から令和2年2月25日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村字ライカム1番ほか373筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 吉田昭夫
- 3 届出年月日 令和元年9月17日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗の所在地
変更前 北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区1番から212番、214番
変更後 北中城村字ライカム1番ほか373筆
- 5 変更の年月日 令和元年9月7日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和元年11月20日 午後7時開始
- 2 場所 宜野湾市役所3階第3常任委員会室 宜野湾市野嵩一丁目1番1号
- 3 都市計画の変更の案の概要 駐留軍用地の部分的返還に伴い、市道宜野湾11号が整備されることから、市道沿道の土地利用を図るため、市街化区域に編入する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和元年11月13日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宜野湾市建設部都市計画課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 平良臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 宮古島市平良字西里及び字久貝
- 3 縦覧期間 令和元年10月25日から同年11月8日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宮古島市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宮古島市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、名護市から送付のあった名護都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 5・5・名1号21世紀の森
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年10月25日

沖縄県立名護商工高等学校長 新 里 彰 久

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動設計製図装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立名護商工高等学校 名護市大北四丁目1番23号
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社 o k i c o m 宜野湾市大山一丁目17番1号
- 5 落札金額 32,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年7月19日

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和元年10月25日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 小 濱 守 安

- 1 調達する物品等の種類 病院ネットワーク機器
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 調達する物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。
 - (3) 調達する物品に関し、仕様書に示す各項目を満たすものを供給することができ、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ その他入札説明書に定める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和元年11月5日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和元年12月6日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターが実施する病院ネットワーク機器に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年10月25日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 小 濱 守 安

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 病院ネットワーク機器 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和2年1月31日（金曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和元年10月25日付け沖縄県公報定期第4787号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による病院ネットワーク機器に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和元年11月29日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和元年11月29日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年12月6日（金曜日）午後2時30分
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター2階会議室4

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和元年11月29日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課
 - (2) 所在地 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- 12 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和元年12月6日（金曜日）午前10時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Hospital Network Equipment 1 set
 - (2) DELIVERY PERIOD
The date in January 31, 2020 designated by Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
 - (3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS
5:00 p.m. November 29, 2019
 - (4) DATE AND TIME FOR BIDS
2:30 p.m. December 6, 2019
 - (5) CONTACT
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
118-1 Arakawa, Haebaru Town, Okinawa, 901-1193 Japan
Telephone 098-888-0123

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年10月25日

沖縄県立宮古病院長 本 永 英 治

- 1 随意契約に係る物品等の名称 沖縄県立宮古病院放射線統合画像管理システム
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 宮古島市平良字下里427番地1
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年8月16日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 富士フィルムメディカル株式会社九州地区営業本部 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目13番19号
- 5 契約金額 127,243,634円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---